**【リース協会の貸付契約に係る適格請求書（インボイス）について】**

令和５年10月１日から消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

　借受者団体の皆さまは、当協会との貸付契約に基づき、消費税の仕入税額控除を行っていることと思います。

当協会とのリース取引は、所有権移転ファイナンスリース（お金を借りて固定資産を購入するイメージ）であり、**引渡日（受渡日）**にリース物件を売買したこととする経理処理を行っていただく必要があります。

**引渡日（受渡日）は**、受渡書（機械販売業者が検収調書と同一付で提出する書類）に記載の日となります。

通常の請求書による支払とは異なり、貸付契約書に基づき支払処理を行っていただくこととなるため、今後、貸付契約書「別表１」を改正し、別表１に当協会の適格請求書発行事業者の登録番号「T1-0104-0500-0493」、消費税額及び消費税率を記載することといたします。そうすることにより、**貸付契約書及び受渡書**がインボイス制度における適格請求書（インボイス）となると考えています。**【別添１「適格請求書の必要記載事項」を参照】**

　具体的には、**別添２「貸付契約書別表1のイメージを参照」**をご確認ください。

別添１

**適格請求書（インボイス）の必要記載事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 必要となる記載事項 | 貸付契約における記載書類 |
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号② 課税資産の譲渡等を行った年月日③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率⑤ 税率ごとに区分した消費税額等⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 | ①　貸付契約書本文及び別表１②　受渡書の日付③　貸付契約書別表１④　貸付契約書別表１⑤　貸付契約書別表１⑥　貸付契約書本文 |
| （注）　適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。　　　　リース協会の貸付契約の場合は、**貸付契約書と受渡書が適格請求書**に必要となります。 |

別添２

**別表１**

